

審査基準

I 審査方法

審査は、本事業の実施機関を選定するために設置する審査委員会が、提出された企画提案書に基づき行う。なお、必要に応じて、企画提案の内容について、追加資料を求める場合及びヒアリングを行う場合がある。

II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ絶対評価にて行うものとする。各審査委員は、IVに示す評価項目ごとに、Vに示す評価基準に基づき点数化する。そして、各委員の合計点を平均した点数が当該企画提案の評価点となる。

III 採択案件の決定方法

原則として評価点が最も高い者を採択するものとする。

IV 評価項目

1. 事業内容に関する評価

- (1) 本事業の趣旨をよく理解し、参加者の多様性を確保するなど、多種多様な発想を生み出す質の高い共創の場を構築し運用できる提案が、以下の点から具体的に練られていること。
 - ① テーマ代表者の選考及び事業運営委員会の委員の構成の考え方が、本事業の趣旨に沿った提案となっているか。
 - ② 共創の場の運営に必要な施設（立地等も考慮）、設備、資料等は、事業の趣旨に沿った提案となっているか。
 - ③ 多様な研究者やステークホルダーの共創の場への参加を得るため、関係する研究者コミュニティ、研究機関、産業界等と十分な連携を図ることができるか。
- (2) 研究課題を設定するとともに、当該研究課題に対応した戦略的かつ実効的な研究チームを構築することが見込める提案であること。また、社会的課題に向き合うための考察のプロセスを体系化することが見込める提案であること。
- (3) 目標設定が妥当であること。
- (4) 事業期間中の実施計画（マイルストーン）が設定されており、かつ、当該計画が妥当であること。
- (5) 不要な経費が計画に入っていないこと。経費の設定が妥当であること。

2. 事業の実施体制に関する評価

- (1) 本事業を担当する組織・チーム、メンバー及び本事業の遂行に必要な技術・ノウハウ・実績が具体的に示されていて、かつ、それが本事業を遂行する上で妥当な体制となっていること。
- (2) 本事業を担当する組織・チームの代表者は、本事業の主要メンバー

として事業に参画するとともにマネジメント力を有していること。

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

V 評価基準

1. 評価項目の「1. 事業内容に関する評価」及び「2. 事業実施体制に関する評価」で設定した各項目（1. (1)については①～③）については、以下の5段階評価にて採点を行う。

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点
やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

2. 評価項目の「3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により採点を行う。

○えるぼし認定等（女性活躍推進法）

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝0.5点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝1点
- ・認定段階3＝2点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.2点

○くるみん認定企業・プラチナ認定企業（次世代育成支援対策推進法（次世代法））

- ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝0.5点
- ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝0.7点
- ・プラチナくるみん認定＝1点

○ユースエール認定（若者雇用促進法）

- ・ユースエール認定＝1点

○上記以外＝0点